

# 個別注記表

〔 2025年4月 1日から  
2026年3月31日まで 〕

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

- （1）商品及び製品……………総平均法
- （2）未成工事支出金……………個別法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- （1）有形固定資産（リース資産を除く）
  - 建 物……………定額法
  - その他の有形固定資産……………定額法
- （2）無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

### 3. 重要な引当金の計上基準

#### （1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### （2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### （3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）により、発生の翌事業年度より定額償却しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### ① 商品等の販売

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。  
また、販売リベートを売上高から控除しています。

#### ② 修理保守サービス

販売した商品等の修理、保守サービスを提供しており、修理の売上については、通常修理期間は短期間であることから修理が完了した商品等が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

#### ③ 据付・設置工事

販売した商品等の据付、設置工事を行っており、これらに係る売上については据付、設置工事が完了し顧客に物件を引渡した時点で収益を認識しております。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### （1）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### （2）グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産及び担保に係る債務  
該当ありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 192,602千円
3. 偶発債務  
該当ありません。
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
短期金銭債権 706,506千円  
短期金銭債務 887,123千円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引の取引高	
売上高	9,557,601千円
仕入高	7,889,297千円
営業経費	1,767,518千円
営業取引以外の取引高	187,505千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 6,000株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月13日 定時株主総会	普通 株式	170,820	28,470	2025年3月31日	2025年6月13日

- (2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
2026年6月12日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を  
次の通り提案しております。

- ①配当金の総額 267,570,000円
- ②1株当たり配当額 44,595円
- ③基準日 2026年3月31日
- ④効力発生日 2026年6月12日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金の否認、退職給付引当金の否認等であります。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

リース契約により使用している設備（車両ほか）があります。

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 788,116円29銭
2. 1株当たり当期純利益 74,324円68銭

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。